

- ② 適切なリポート及びテスト問題はどうあればよいか。
第4分科会（英語）

- ① 通信制の英語の音声面の指導はどうあればよいか。
② 書く力をのばすための指導はどうあればよいか。
本年度は、出席者全員が研究協議題についてリポートを作成し、発表を行った。なお、第4分科会において福島県立福島中央高等学校教頭 斎藤信夫が司会者をつとめた。

5 福島県高等学校定時制課程修学資金貸与制度

この制度は、働きながら福島県内の高等学校定時制課程に在学する生徒で、経済的理由により、修学困難と認められる者に対し、必要な修学資金を貸与することにより、これらの者の修学を促進し、教育の機会均等を図ることを目的として昭和49年度より国からの補助を受け発足したものであり、その実施状況は次のとおりである。

(1) 出願資格

- ① 働きながら県内の高等学校定時制課程に在学していること。
② 経済的理由により、著しく修学が困難な者であって、その者の所得（その者が扶養を受けているときは、扶養をしている者の所得）が所得税法に基づく課税の対象とならないこと。
③ 日本育英会法に規定する学資、又は福島県奨学資金貸与条例に規定する奨学資金の貸与を受けていないこと。

(2) 修学資金の貸与額

1年生	5,000円
2、3年生	3,000円

(3) 貸与期間

修学資金の貸与を受けた月数を通算して4年以内とする。

(4) 修学資金の返還

貸与契約を解除された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により返還する。

また、貸与期間の満了、退学、修学資金の借り受け辞退の場合も同様とする。

(5) 修学資金の返還債務の免除

修学資金の貸与を受けた者が、高等学校定時制課程を卒業したとき、又はこれと同等の理由があるものと認められるときは、修学資金の返還の債務を免除する。

(6) 昭和51年度貸与状況

1年生	70人
2年生	63人
3年生	68人

第12節 高校教育懇談会 及び学校訪問等

1 高校教育懇談会

(1) 目的

県教育庁として、県立高等学校の実情をじゅうぶんは握し、両者の共通理解をいっそう深め、時代の要請にこたえ得るあるべき姿を求め、強力に県立高等学校の充実発展を図る。

(2) 期日・開催校

昭和51年6月22日(火)	福島西女子高等学校
9月27日(月)	相馬農業高等学校
11月18日(木)	須賀川高等学校

(3) 出席者

教育庁	財務課長、高等学校教育課長、同主幹、同主任指導・管理主事、同教育事務所、駐在指導管理主事
学校	校長ほか全教職員（団体雇用職員を含む）

(4) 懇談

各実施校において、話し合いがなされた話題の主なものは、次のとおりである。

① 教育行政

- ア 休業中などに行う希望参加のキャンプ・スキー教室など、校外活動の位置づけと責任の所在について。
イ 学校施設の開放についての考え方と、配慮すべき点について。
ウ 教科科目の選択制の主旨を生かすため、1クラスの生徒数の下限について。
エ またこのため授業時数の増加に伴う教員数の増員について。

エ 農業教育を充実するための、学級あたりの生徒定員を減少させることについて。

オ 農業に関する学科の生徒募集における、1年生の一括募集について。

カ 家庭科のグループ又は個人指導を行うための分割授業について。

キ 県雇用の学校司書の配当について。

ク 生徒募集定員について。

ケ 高校の新設及び商業学科の適正な配置について。

コ 通学区域の変更について。

サ 進路指導専任者は配置について。

シ 就職指導面での関係機関と学校との連携方法について。

② 教育課程・生徒指導

ア 教育課程の編成に当たり、進路・適性・能力に応じた選択科目の組み合わせについて。

イ 教科書採択の時期とのかかわりにおける、教科科目の選択指導について。

ウ 年度始めに必修クラブを編成するに当たり、生徒の希望を生かした調整の仕方について。

エ 農業高校から国公立大学への進学のための進路指導